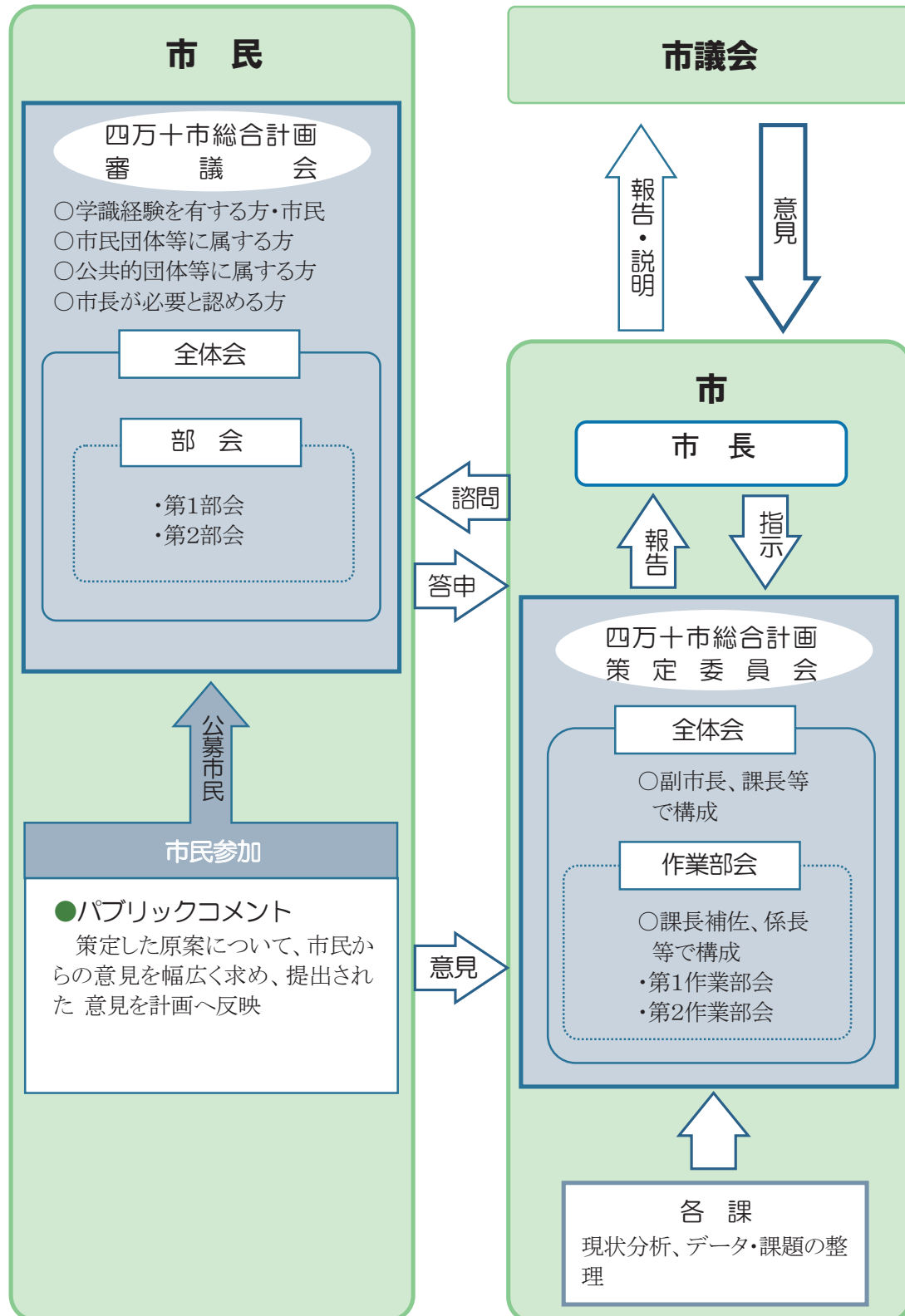


The image shows the cover of a book or document. The top half has a dark blue background with a fine, diagonal white line pattern. The bottom half is a solid light blue. In the center, there is a white circle with a thin brown border. Inside the circle, the title '資料編' is written in a bold, black, sans-serif font.

# 資料編

# 策定関係資料

## 1 後期基本計画 策定体制



## 2 四万十市総合計画後期基本計画 策定経過

令和元年10月	総合計画策定委員会第1作業部会（4日）
	総合計画策定委員会第2作業部会（4日）
	第1回総合計画策定委員会（24日）
11月	四万十市総合計画審議会委員委嘱（元年11月1日～2年3月31日）
	第1回 総合計画審議会（8日）
12月	総合計画審議会第1部会（23日）
	総合計画審議会第2部会（23日）
令和2年1月	パブリックコメントを実施（1月14日～2月14日）
2月	市議会（総務常任委員会）へ計画案説明（14日）
	市議会（産業建設常任委員会）へ計画案説明（17日）
	市議会（教育民生常任委員会）へ計画案説明（18日）
	第2回総合計画策定委員会（18日）
	第2回総合計画審議会（25日）
3月	総合計画審議会答申式（3日）

## 3 市民参画

### ●パブリックコメント（意見公募）

時 期	内 容
令和2年 1月14日～2月14日	総合計画後期基本計画（案）に対する意見・提言を広く募集 ◎応募者：0件 ◎意見数：0件

## 4 四万十市総合計画審議会

### 諮 問 書

元四企第310号  
令和元年11月8日

四万十市総合計画審議会  
会長 佐伯 達雄 様

四万十市長 中 平 正 宏

四万十市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

四万十市総合計画後期基本計画を策定するにあたり、四万十市総合計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、別添の四万十市総合計画後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

## 答 申 書

令和2年3月3日

四万十市長 中平 正宏 様

四万十市総合計画審議会  
会 長 佐 伯 達 雄

## 四万十市総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和元年11月8日付け元四企第310号で諮問された下記事項について審議したので、次の意見を添え答申します。

## 記

- 1 諮問事項 四万十市総合計画後期基本計画の策定に関する調査及び審議
- 2 答申内容  
諮問のあった「四万十市総合計画後期基本計画（案）」については、慎重に審議・検討した結果、適当と認める。  
なお、審議の過程において、次のとおり各委員から提起された意見を提出するので、四万十市総合計画の推進にあたり十分配慮願いたい。  
また、本総合計画実現のため、市民の協力のもと、積極的かつ効果的な施策の展開が図られるよう要望する。

## 記

### 1 後期基本計画案に関する意見・要望事項

#### (1) 第1章 自然と共生した安心で快適なまちづくり

##### ■施策3 循環型社会の構築と地球温暖化の防止

- ①「ごみの減量化とリサイクルの推進」部分について、マイバック運動によるレジ袋削減とあるが、令和2年度にはレジ袋の有料化が義務付けられ、今後の方向性も変わってることが予想される。そうした社会の動きに注視し、情勢に合う取り組みを推進していただきたい。

#### (2) 第2章 にぎわいと住みやすさのあるまちづくり

##### ■施策6 にぎわいのある市街地の形成

- ①中心市街地の整備促進に関して、「土佐の小京都としてのまちなみ景観を検討します。」とあるが、建物の所有者が改修するだけでは、とても景観整備まで至らないので、補助金を出すなど行政の支援体制も検討していただきたい。

##### ■施策8 良好な居住環境の整備

- ①目標指標として、移住者用住宅新規登録件数を掲げているが、現状では状態の良い物件が少なく感じられる。移住者を呼び込むためには、状態の良い住宅の確保が必須であり、市が借り上げ改修し、貸し出すなど、他自治体の取り組みも参考にするとともに研究を重ね、行政が積極的に関わり、取り組みを進めていただきたい。

#### (3) 第4章 豊かな心と学びを育むまちづくり

##### ■施策16 学校教育の充実

- ①学力については、前期計画で目標に掲げ取り組むことで向上したことは評価できる。ただ、この結果に満足せず、さらなる高みを目指して取り組んでほしい。また、取り組むべき、いじめ等の対策が課題としてあるのならば、積極的に調査研究を行い取り組んでいただきたい。
- ②今後、中学校の再編が進んでいくが、小規模校が大規模校に統合となり、生徒の環境が大きく変わることが予想される。環境の変化に戸惑いが生じないよう対応・取り組みをお願いしたい。

##### ■施策17 青少年・若者の育成

- ①青少年健全育成事業においては、青少年健全育成四万十市民会議を中心として取り組み、すばらしい取り組みも多くある一方、これまで運営等、不十分な部分も見受けられた。青少年の健全育成に向けしっかり取り組みを進めてほしい。
- ②地域の教育力の向上支援に関して取り組みを進めるうえでは、学校と地域のつながりが大切である。子どもの数が減り、地域に子どもが入ってくることが少なくなるなかで、教育委員会、教育現場ともに地域に目を向けた取り組みをお願いしたい。

##### ■施策19 生涯学習・スポーツの振興

- ①文化複合施設の整備にともない、中央公民館等、老朽化した施設が取り壊しとなるが、

講座等開催するための代替会場を確保するとともに講座に関する情報など高齢の方へ配慮した周知方法も検討いただきたい。

#### (4) 第5章 健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり

##### ■施策21 生涯健康づくりの推進

- ①各種がん検診など実施し、予防と早期発見について推進いただいているところであるが、がんになった方などのサポート部分についても、関係者が情報共有し検討いただきたい。

##### ■施策22 地域福祉の推進

- ①健康福祉委員会については、中村地区の組織率が低く、地区ごとの活動場所がないことも課題となっているようだが、活動場所の確保や支援等含め、活動しやすい環境づくりに努めてほしい。

##### ■施策24 高齢者福祉の充実

- ①重度の要介護者が在宅生活を送るためには、入浴車の派遣頻度など、まだ環境が十分でない部分がある。今後の取り組みを進めるなかで、在宅サービスの充実を図ってほしい。

#### (5) 第6章 協働で築く地域力のあるまちづくり

##### ■施策27 人権が尊重されるまちづくり

- ①女性の登用率については、これまでの取り組みにより一定の成果がみてとれるが、ジェンダーバランスを考えると、目標値より高い40%を目指して取り組んで欲しい。

##### ■施策28 協働の推進

- ①ボランティアに協力する人が少なくなっており、ボランティア団体としても高齢化が進んでいる状況にある。ボランティアの育成については、団体だけでは難しく、市も積極的に関わり、連携し取り組んでいただくよう要望する。

##### ■施策29 効果的な行財政運営

- ①まちづくりの一翼を担う市職員の資質向上に向け、研修制度の充実を図るとともに、職員には積極的に研修へ参加するよう努めていただきたい。

##### ■施策30 広域行政の推進

- ①目標指標に、「移住組数」があるが、黒潮町ではサーフィンを目的の1つとした移住も多いと聞く。オリンピック競技にもなるので、そのような部分にスポットを当てた取り組みも検討いただきたい。
- ②友好都市の交流については、市民レベルまで浸透しているとは言い難い。市民への認知度を上げていくよう周知など取り組みを推進していただきたい。

## 2 本計画案に関する記述の指摘・修正箇所及び議事録について

本計画案の記述の指摘・修正箇所及び議事録を別紙のとおり取りまとめたので、今後の計画策定及び計画実施にあたって十分留意されたい。

## 【開催状況】

### 《全体会》

#### 第1回審議会

開催日：令和元年11月8日（金）  
開催場所：本庁舎6階議員協議会室

#### 【内容】

- ①会長及び副会長の選出
- ②四万十市総合計画後期基本計画の諮問
- ③総合計画概要について
- ④前期基本計画の取り組み・評価について
- ⑤後期基本計画の策定に係る審議方法について
- ⑥部会長・副部会長の指名

#### 第2回審議会

開催日：令和2年2月25日（火）  
開催場所：本庁舎3階303-305号室

#### 【内容】

- ①総合計画後期基本計画（案）の決定について
  - ・総合計画後期基本計画（案）について
  - ・計画の推進について
- ②答申について
  - ・答申（案）について
  - ・答申日等について

#### 答申式

開催日：令和2年3月3日（火）  
開催場所：本庁舎3階応接室

#### 【内容】

- ①答申

### 《部会》

#### ●第1部会

開催日：令和元年12月23日（月）  
開催場所：本庁舎3階防災対策室

#### 【内容】

- ①後期基本計画（案）の審議
  - ・自然と共生した安心で快適なまちづくり
  - ・にぎわいと住みやすさのあるまちづくり
  - ・協働で築く地域力のあるまちづくり

#### ●第2部会

開催日：令和元年12月23日（月）  
開催場所：本庁舎3階防災対策室

#### 【内容】

- ①後期基本計画（案）の審議
  - ・豊かな心と学びを育むまちづくり
  - ・健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり
  - ・協働で築く地域力のあるまちづくり



## 【委員名簿】

(役員以外順不同、敬称略)

	氏名	所属・役職
会長 (第1部会)	佐伯 達雄	有識者
副会長 (第2部会)	竹葉 傳	大宮地区集落活動センターみやの里代表
副会長 (第2部会)	宮下 貞子	四万十市中村地区民生児童委員協議会会長
第1部会	部会長	多和 博嗣
	副部会長	福田 充
		小松 昭二
		堀岡喜久雄
		沖 辰巳
		長尾 理夫
		宮本 昌博
		中脇 碩哉
		浜田 敦夫
		井上 克彦
		上岡 伸郎
		滝石 典子
		岡村 房枝
		中脇 裕美
		安光 清志
第2部会	部会長	大林 郁男
	副部会長	宮本 ルミ
		山沖 直樹
		宮村 和輝
		太宰 政博
		【野村 泰信】
		小原 長生
		國久 準
		東 貴美
		下西 誠
		岡崎 一美
		竹田 元久
		谷田 洋子
	山下元一郎	

【 】内：前任者

## 5 庁内策定体制

《庁内組織》

①四万十市総合計画策定委員会	(構成)	副市長・各課長等
	(役割)	後期基本計画素案の審議、決定
	(開催回数)	2回

②四万十市総合計画策定委員会作業部会 (策定委員会の下部組織)	(構成)	課長補佐、係長等
・第1作業部会	(役割)	後期基本計画素案の調査・検討
・第2作業部会	(開催回数)	各1回

## 6 関係条例等

議会の議決すべき事件に関する条例

平成21年7月3日

条例第21号

改正 平成21年10月1日条例第29号

平成26年7月3日条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）の規定による定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は廃止を求める旨の通告
- (3) 各種の都市宣言の制定又は改廃

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年10月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第2号の規定は、同日以後になされるものについて適用する。

附 則（平成26年7月3日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 四万十市総合計画審議会設置条例

平成25年7月2日  
条例第47号

## (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市の総合計画について審議するため、四万十市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 審議会は、四万十市総合計画の策定について、市長の諮問に応じ調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

## (組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者及び市民
- (2) 市民団体等に属する者
- (3) 公共的団体等に属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長2人を置き、会長及び副会長は委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第3条第2項に規定する委嘱後に最初に行われる会議については市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。

## (部会)

第7条 審議会は、諮問を受けた案件に関する特定の事項を調査及び審議するために、部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定める。

## (意見の聴取等)

第8条 審議会は、その任務を行うため必要があると認める場合は、関係行政機関又は市の執行機関から意見を聴き、資料の提出又は説明若しくは調査を依頼することができる。

## (庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合計画の策定及び促進に関することを所掌する課において処理する。

## (委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 四万十市総合計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 この訓令は、四万十市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、四万十市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 総合計画の策定に関する必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) 総合計画案の作成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者及びその他委員長が指定する者を委員として組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に第1副市長を、副委員長に第2副市長をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 総合計画の素案の策定を円滑に行い、職員参加を推進するため、委員会に作業部会を置く。

(作業部会の構成)

第6条 作業部会は、委員会の委員長が指名する職員をもって組織する。

2 作業部会の運営に関する事項は、別に定める。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合計画の策定及び促進に関することを所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営

に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第5号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置等)

2 この訓令による改正後の各訓令における財務に関する規定は、平成26年度以降のものについて適用し、平成25年度までの財務に関する事項へ適用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日訓令第14の3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月3日訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第8号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

### 別表（第3条関係）

区 分	職
委員長	第1副市長
副委員長	第2副市長
委員	西土佐総合支所長
//	総務課長
//	地震防災課長
//	企画広報課長
//	財政課長
//	市民・人権課長
//	税務課長
//	収納対策課長
//	環境生活課長
//	子育て支援課長
//	健康推進課長
//	高齢者支援課長
//	観光商工課長
//	農林水産課長
//	まちづくり課長
//	上下水道課長
//	市民病院事務局長
//	福祉事務所長
//	学校教育課長
//	生涯学習課長
//	地域企画課長
//	産業建設課長
//	保健課長